

医福第556号
令和元年10月21日

岐阜県医師会長 様

岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長

令和元年度在宅医療・救急医療連携セミナーの実施について（開催案内）

日頃から本県の保健医療行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
地域における在宅医療・救急医療等の関係者間の連携体制の構築を支援し、人生の最終段階において本人の意思が尊重される環境を整備するために、在宅医療関係者と救急医療関係機関の連携体制の構築の支援を目的としたセミナーの開催について、厚生労働省から開催の案内がありましたので、別添によりお知らせいたします。

記

○「令和元年度在宅医療・救急医療連携セミナー」開催案内（URL）

<https://www.jmar-form.jp/2910.html>

※申込みについては、参加要件等を御確認のうえ、上記URLから直接申込みをしてください。

○ 申込期限：令和元年11月7日（木）正午〆切

○ 傍聴を希望する方は、「傍聴申し込み」より申込できます。

（傍聴の可否は、11月11日（月）頃にメールにて連絡がある予定です）

岐阜県 健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係
課長補佐兼係長：玉置 担当：長谷川
TEL：058-272-1111（内線2624） FAX：058-278-2871
E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp





事 務 連 絡

令和元年 10 月 18 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和元年度厚生労働省委託事業「在宅医療・救急医療連携にかかる調査・セミナー事業」「在宅医療・救急医療連携セミナー」の実施について

厚生労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省においては、地域における在宅医療・救急医療等の関係者間の連携体制の構築を支援し、人生の最終段階において本人の意思が尊重される環境を整備するため、令和元年度厚生労働省委託事業「在宅医療・救急医療連携にかかる調査・セミナー事業」（以下「本事業」という。）の一環として、「在宅医療・救急医療連携セミナー」（以下「セミナー」という。）を実施することとしております。

今般、本事業の受託者である株式会社日本能率協会総合研究所から、別添のとおり貴職あてにセミナー参加地域の募集について通知されていますので、貴管下の市区町村等に対して周知の上、セミナー参加者地域の募集について御協力をお願いいたします。



厚生労働省委託事業

「在宅医療・救急医療連携にかかる調査・セミナー事業」

令和元年度 在宅医療・救急医療連携セミナー

医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築に当たっては、患者本人の意思がより尊重され、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境の整備が求められています。

一方で、高齢化の進展に伴い、高齢者の救急搬送は増加の一途を辿っている中で、在宅で最期まで療養することを希望する患者本人の病状が急変した際に、本人の意思に沿わない救急搬送が増加することが懸念されており、地域において、患者本人の病状及び希望する療養場所、延命措置に対する希望等の意思を共有するための関係機関間の連携体制の構築が喫緊の課題となっています。

これらを踏まえ、人生の最終段階における医療・ケアに関する患者本人の意思が尊重されることを目的とし、在宅医療と救急医療の関係者間で、患者本人の病状及び希望する療養場所、延命措置に対する希望等の意思を共有するための連携ルール（以下「連携ルール」という。）について、先進事例を踏まえて、自治体職員や在宅医療・救急医療関係者を対象に、連携ルールの内容の検討や運用に向けた工程表の策定等を技術的に支援するセミナー（以下「セミナー」という。）を実施します。

会議参加申込フォーム

会議傍聴申込フォーム

■開催要項 → [参考]昨年度の内容はこちら

セミナー名	在宅医療・救急医療連携セミナー
セミナー予定	セミナーは第1部と第2部に分かれており、両方に参加いただくことが前提となります。 第1部：令和元年12月1日（日） 第2部：令和2年2月23日（日）
開催場所	ビジョンセンター浜松町 4階 J室 東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル（アクセス）
募集地域数と申込人数	全国約15地域 1地域3名まで ※広域での取組を想定している場合であっても、広域を一地域とする。
参加要件(1)	- 在宅医療と救急医療の連携について課題認識を持ち、連携ルール構築に向けて推進意向があり、セミナー終了後、連携ルールの構築に向けた具体的な検討に着手すること。 - 次年度以降も継続して在宅医療・救急医療連携に取り組み、フォローアップ調査（メールや電話等での調査を想定）等に協力すること。

	【優先】 市区町村や関係機関において事業化されている、または検討組織（協議体等）が設置されている（設置予定である）。
参加要件(2)	令和元年12月1日（日）に行われるセミナー(第1部)、令和2年2月23日（日）に行われる予定のセミナー(第2部)に、市区町村の担当者および在宅医療関係者・救急医療関係者の3名で参加できる。なお、参加メンバーが変わることは差し支えありません。 ※業務等の都合上3名での参加が難しい場合、自治体の担当者及び在宅医療または救急医療関係者の2名でも可能とする。ただし、その場合であっても、セミナー(第1部)かセミナー(第2部)のいずれかには、必ず3名で参加すること。 ※在宅医療関係者として参加する者の選定に当たっては、郡市区医師会と相談することが望ましい。 ※救急医療関係者として参加する者はメディカルコントロール協議会等の委員で地域の救急医療体制の構築に関わりのある医師等であることが望ましい。
参加要件(3)	・各市区町村の現状の課題等を事前に検討する「事前課題」を提出すること。 ・セミナー(第2部)開催までに、「目標（案）」を検討し、「工程表（案）」を策定すること。
申込期限	令和元年11月7日（木）正午
申込方法	上記「会議参加申込フォーム」（傍聴希望の方は「会議傍聴申込フォーム」）よりお申込みください。 なお、申込フォームの送信が出来ない場合等はお問合せ窓口のフリーダイヤルまでご連絡ください。
交通費	セミナー参加自治体等に対しては、「旅費業務に関する標準マニュアルver.2-0」（各府省庁申合せ）の規定に従い、交通費を支給します。昼食や茶菓は提供されません。前泊・後泊が必要と認められる場合*1には、宿泊費（一律10,900円）を支給します。なお、宿泊先の手配は各自でお願いいたします。 *1宿泊費の支給は公共交通機関において、当日の移動が不可能と判断した場合に限ります。事前に宿泊費の支給の可否を把握されたい場合は事務局までお問合せ下さい。
参加の可否	参加可否については、11月11日（月）中にメールにてご連絡します。
傍聴について	都道府県及び市区町村担当者（30名程度）の傍聴席を予定しています。 傍聴を希望する方は、「傍聴申し込み」より申し込むことができます。 傍聴の可否については、11月11日（月）中にメールにてご連絡します。 なお、傍聴については日当・交通費は支給しません。
セミナーに関する お問合せ窓口	株式会社 日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部 本件担当 岡田、合木 TEL：0120-304-603（平日 10:00-17:00）

■プログラム（例：セミナー(第1部)のプログラム)

11:00～11:05	【開会・開催挨拶】厚生労働省医政局地域医療計画課
セッションⅠ	
11:05～11:20	【行政説明】「在宅医療・救急医療連携の現状と課題」 厚生労働省医政局地域医療計画課
11:20～11:50	【講義】「患者本人の意思の確認についての合意形成について意識すべき事柄（仮題）」
11:50～12:50	～ 昼 食 ～
12:50～13:15	【事例発表】「先進事例に学ぶ在宅医療・救急医療連携の取組みと成果」 先進的に取り組んでいる1事例から取組成果を学ぶ
13:15～13:40	【事例発表】「過年度本セミナー参加地域から学ぶ現状の取組状況とこれからの課題」 取組を行う中での課題の抽出方法や施策の進め方、生まれてくる課題について学ぶ
13:40～13:55	【質疑応答】セッションⅠに対する質疑応答
セッションⅡ	
13:55～14:00	【グループワークの進め方】セッションⅡにおけるグループワークの進め方についての説明
14:00～14:20	【アイスブレイク】医師、その他医療職、自治体等の職制に分けたグループで、各地域の情報を共有する
14:20～15:05	【グループワーク（1）】事前課題から、自地域の在宅医療・救急医療における課題についてグループ内で発表し、各地域の課題を共有する
15:05～15:15	～ 休 憩 ～
15:15～16:05	【グループワーク（2）】グループにおける在宅医療・救急医療の課題を整理し、課題解決（連携推進）をするためにやるべきことを整理する
16:05～16:40	【発表・討議】各グループで検討した結果を発表し、在宅医療・救急医療の課題解決のためにやるべきことについて総括する
16:40～16:45	【事務局説明】セミナー第2部に向けた、地域での取り組みの進め方について解説
16:45～16:50	事務連絡・アンケート記入・解散

※プログラムは改訂中であり、変更の可能性がございます。

[プライバシーポリシー](#) [本社サイト](#)

